

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

(1) 計画の背景

①人口減少・超高齢社会の到来

現在、我が国では、世界に類を見ないスピードで高齢化が進行し、総人口に占める65歳以上の高齢者の人口割合（高齢化率）は29%を超え、他国が経験したことのない本格的な超高齢社会に到達しています。団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年にかけて、既に減少に転じている生産年齢人口の減少がさらに加速する中、高齢者人口はピークを迎えます。また、75歳以上人口は2055年頃まで、85歳以上人口は2060年頃まで増加傾向が見込まれています。

これは本市においても例外ではなく、高齢化率は28.71%（2023年9月30日現在）となっています。

②介護保険制度のこれまでの歩み

介護保険制度は、高齢化が急速に進行する中、国民の共同連帯の理念に基づき、社会全体で要介護者等を支え合う仕組みとして、2000年4月に創設されました。制度創設から20年以上が経過した現在、介護サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、介護サービスの提供事業者数も着実に増加するなど制度は広く定着してきた一方で、介護サービス利用者の増加による介護給付費やその財源となる介護保険料の大幅な増大、生産年齢人口の減少による介護人材不足の問題など、介護保険制度そのものを持続可能なものとして維持していくことが大きな課題となっています。

このような状況の中、令和5年5月12日に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。

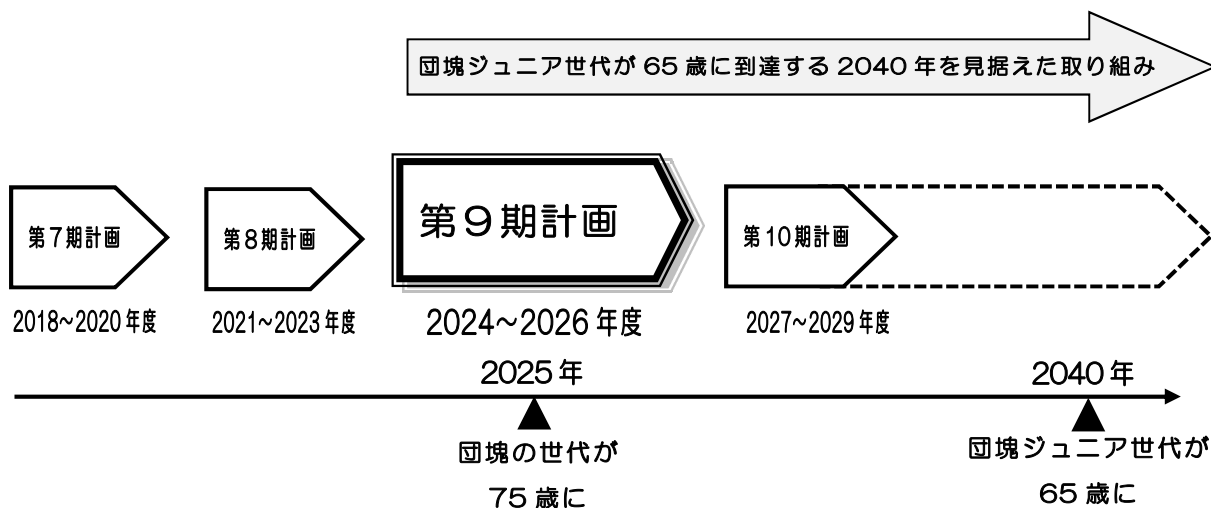
限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築をより一層推進していくとともに、地域の人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

③第9期計画の方向性

本市では、超高齢化のさらなる進行と生産年齢人口の急減に直面する2040年を見据え、地域包括ケアシステムの構築状況に関する自己点検を行いつつ、PDCAサイクルの確立による中長期的な視点と目標をもち、高齢者福祉と介護保険分野において今後3年間で取り組むべき事項を定め、計画を推進していきます。

(2) 計画の期間

2024年度から2026年度までの3年を第9期計画として策定します。



第2節 計画の性格と位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体とし、「高齢者あんしんプラン」として策定するものです。

- 老人福祉計画：老人福祉法第20条の8第1項に基づき、介護保険サービスの提供のほか、介護保険の対象とならない生活支援サービスの提供体制の確保等、地域における高齢者を対象とする福祉サービス全般にわたる施策などを定めるもの。
- 介護保険事業計画：介護保険法第117条第1項に基づき、介護サービスの見込量や介護保険制度の円滑な実施を図るための施策などを定めるもの。

◎老人福祉法第20条の8第1項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

◎介護保険法第117条第1項

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

※老人福祉法では、「老人福祉計画」として表記されていますが、本市では「高齢者福祉計画」と表記していません。

第1章 計画策定にあたって

(2) 他の計画との整合性

本計画は、高崎市の「第6次総合計画」や「第4次地域福祉計画」を上位計画としつつ、「第6次障害者福祉計画」や「第3次健康増進計画」など、本市の関連する計画等と調和が保たれたものとします。

さらには、県や国の医療・住まい・雇用等に関わる計画とも整合性を図りながら計画の策定を行います。

